



市の人口 ●129,463人 (+568人)
男65,893人 女63,570人
市の世帯数 ●54,254世帯 (+606世帯)
平成22年11月1日現在 ()は前年同月との増減

- 長期優良住宅に対する固定資産税の減額措置(2面)
- みんなの健康(3面)
- 平成21年度決算概要(4・5面)
- ざまインフォメーション(6・7面)
- 市交通安全推進大会(8面)

年末年始の公共施設の業務日程

12月27日(月)までと1月5日(水)からは通常どおりです。各館の休館日にご注意ください。

施設名	12月		平成23年1月	
	28日(火)	29日(水)~ 31日(金)	1日(土)~ 3日(月)	4日(火)
市役所・各出張所	○	×	×	○
スカイアリーナ座間(市民体育館)	○	×	×	○
ひまわり公園テニスコート(※1)	○	×	×	○
栗原遊水地テニスコート	×	×	×	×
座架依橋壁打ちテニス練習場	×	×	×	○
ハーモニーホール座間(市民文化会館)	○	×	×	○
図書館	○	×	×	○
市公民館・北・東地区文化センター	×	×	×	○
青少年センター	×	×	×	×
市民活動サポートセンター	×	×	×	×
各コミュニティセンター	×	×	×	×
リサイクルプラザ	○	×	×	○
各児童館	○	×	×	○
サニープレイス座間(総合福祉センター)	○	×	×	○
子育て支援センター	△	×	×	○
第2子育て支援センター	△	×	×	○
市民健康センター(保健部門)	○	×	×	○
大和斎場(※2)	○	○	×	○

×=休み △=午前のみ ○=通常どおり(ひまわり公園テニスコートと大和斎場を除く)
※1 1月4日は、オムニコート(E・F)は午前11時から、クレイコート(A~D)は午後1時から利用できます。
※2 12月31日は火葬と告別式のみ、1月4日は火葬と通夜のみです。

備えて安全

確かめて安心

笑顔で明るい新年を

平成二十二年も、あと二週間となりました。年末年始は、市役所をはじめ、市内公共施設の開業日やごみの収集日などの各種業務の日程が通常とは異なりますので、ご注意ください。また、市消防本部では、十二月二十五日~三十一日に「歳末火災特別警戒」を実施します。期間中は、消防車が市内を巡回するほか、消火栓や防火水槽などの状況確認などを行いますので、皆さんのご協力をお願いします。年末は何かと忙しく、季節柄「火」を使用する機会も増えるため、火災が発生しやすくなります。明るい新年を迎えるために、下記のことにご注意して、防火に努めましょう。

「資源物、ごみ、し尿、生活排水」の収集日程

年末年始は、大掃除や正月の準備などで家庭内から出るごみの量が増え、慌ただしさから収集日を間違えたり、燃えるごみ、燃えないごみ、資源物などの区別もあいまいになったりしがちです。大掃除などで出た不用物は、それぞれ分別して必ず決められた日の午前8時30分までに出しましょう。各地区の今年の最終収集日(黒字)と翌年の最初の収集日(赤字)は下表のとおりです。

地区	燃えるごみ	缶・瓶・紙・布	ペットボトル	プラスチック製容器包装	燃えないごみ
相模が丘	12月30日(木) 1月6日(木)	12月15日(水) 1月5日(水)	12月24日(金) 1月7日(金)	12月28日(火) 1月4日(火)	12月22日(水) 1月26日(水)
ひばりが丘・小松原・広野台・さがみ野	12月30日(木) 1月6日(木)	12月17日(金) 1月7日(金)	12月22日(水) 1月5日(水)	12月28日(火) 1月4日(火)	12月24日(金) 1月28日(金)
栗原中央・南栗原・西栗原・東原	12月29日(水) 1月5日(水)	12月16日(木) 1月6日(木)	12月24日(金) 1月7日(金)	12月28日(火) 1月4日(火)	12月23日(木) 1月27日(木)
立野台・入谷	12月29日(水) 1月5日(水)	12月21日(火) 1月4日(火)	12月24日(金) 1月7日(金)	12月23日(木) 1月6日(木)	12月28日(火) 1月25日(火)
座間・新田宿・四ツ谷・明王・緑ヶ丘・相武台・栗原	12月28日(火) 1月4日(火)	12月20日(月) 1月10日(月)	12月22日(水) 1月5日(水)	12月23日(木) 1月6日(木)	12月27日(月) 1月31日(月)

※小枝などは、必ず太さを10センチメートル以下、長さを50センチメートル以下にしてごみ袋に入る大きさに切断し、ひもなどで結ばないで透明・半透明の袋に入れて燃えるごみの日に出してください。

○し尿 年内最終日12月27日(月) 年始最初の収集日 1月4日(火)
○生活排水 年内最終日12月30日(木) 年始最初の収集日 1月4日(火)
担当 清掃課 ☎046(252)7659 046(252)7641

住宅防火 いのちを守る 7つのポイント

3つの習慣

- 寝たばこは、絶対しない。
- ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

4つの対策

- 逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
- 寝具、衣類、カーテンからの火災を防ぐために、防災品を使用する。
- 火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器などを設置する。
- お年寄りや体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。

担当

消防管理課 ☎046(256)2211 046(256)2215



江戸火消しのシンボル纏を華麗に振る座間市消防職員

市役所閉庁中(12月29日(水)~1月3日(月))のお問い合わせは、

☎046(255)1111(代表)へ

※年末年始の休日・夜間診療に関しては、3面をご覧ください。

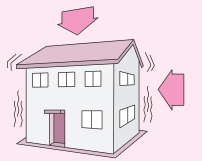
住宅の耐震改修、バリアフリー改修、省エネ改修に伴う固定資産税（家屋）の減額措置

住宅の耐震改修、バリアフリー改修、省エネ改修をすると、その家屋についての固定資産税が減額される場合があります。要件や申告方法は下表のとおりです。
 担当 固定資産税課 ☎046(252)8047 ☎046(255)3550

	耐震改修	バリアフリー改修	省エネ改修
対象家屋	昭和57年1月1日以前に建てられた住宅で、平成22年1月1日から平成27年12月31日までの間に、一定の耐震改修工事が行われた住宅	平成19年1月1日以前に建てられた住宅で、平成22年1月1日から平成25年3月31日までの間に、一定のバリアフリー改修工事が行われた住宅（賃貸住宅は除く）	平成20年1月1日以前に建てられた住宅で、平成22年1月1日から平成25年3月31日までの間に、一定の省エネ改修工事が行われた住宅（賃貸住宅は除く）
減額の範囲	家屋に係る固定資産税を2分の1減額（120平方メートルまでを限度）※	翌年度分の家屋に係る固定資産税を3分の1減額（100平方メートルまでを限度）	翌年度分の家屋に係る固定資産税を3分の1減額（120平方メートルまでを限度）
要件	①耐震基準に適合した住宅であること ②改修の費用が30万円以上であること ③市税の滞納がないこと	①65歳以上の方、要介護認定または要支援認定を受けている方、障害者の方のいずれかが居住している住宅であること ②手すりの取り付け、床の段差の解消、浴室・便所の改良などの改修工事で、補助金などを除く自己負担が30万円以上であること ③市税の滞納がないこと	①窓の改修工事（必須工事）、床・天井・壁の断熱などの改修工事であること ②改修の費用が30万円以上であること ③市税の滞納がないこと
申告方法	改修工事完了日から3カ月以内に、①申告書、②改修の費用を証する書類（領収書の写しなど）、③建築士、指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関のいずれかによる該当工事証明書、④証明者が建築士の場合は技術検定合格証明書の写しを市役所2階固定資産税課窓口へ提出。バリアフリー改修の場合は①～④に加え、⑤要介護または要支援認定を受けている方は、介護保険被保険者証の写し、⑥障害者の方は、障害者手帳またはこれに代わる物の写しを提出		

※耐震改修は、改修工事完了時期により減額期間が異なります。
 (1)平成22年1月1日～平成24年12月31日の間…翌年から2年度分
 (2)平成25年1月1日～平成27年12月31日の間…翌年から1年度分

※耐震改修は、バリアフリー改修や省エネ改修に伴う減額と同時に適用されません。バリアフリー改修と省エネ改修は同時に適用されます。



長期優良住宅（200年住宅）に対する固定資産税（家屋）の減額措置

長期にわたって良好な状態で使用される構造などを備えた良質な住宅の普及を促進するため、平成20年度税制改正により、新築住宅のうち「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に規定する認定長期優良住宅について、固定資産税の減額制度が創設されました。



○要件

【住宅の種類】平成22年1月2日～平成24年3月31日に新築された住宅で、「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」の規定に基づき、耐久性・安全性などの住宅性能が一定基準を満たすものとして所管行政庁（神奈川県）の認定を受けて新築された住宅

※住宅部分と住宅以外の部分とがある場合（併用住宅など）は、居住部分の割合が全体の床面積の2分の1以上である必要があります。

【床面積】▽専用住宅＝50平方メートル以上（一戸建て以外の貸家住宅は40平方メートル以上）280平方メートル以下▽併用住宅＝居住部分の床面積が50平方メートル以上280平方メートル以下

○減額される範囲と税額

【居住部分が120平方メートル以下の場合】固定資産税（家屋）の2分の1

【居住部分が120平方メートルを超え280平方メートル以下の場合】120平方メートル相当分の固定資産税（家屋）の2分の1（120平方メートルを超える部分は減額されません）



○減額される期間

【一般の住宅】新築後5年度分

【3階建て以上の中高層耐火住宅】新築後7年度分

○申請方法 新築した年の翌年の1月31日までに、神奈川県から長期優良住宅の認定を受けて建てられたことを証する認定通知書（写し）を添えて申告書を担当に提出

※長期優良住宅に対する減額措置は、新築住宅の減額措置に代えて適用されます。

担当

固定資産税課 ☎046(252)8047 ☎046(255)3550

広告

相模の大地を望む緑の公園墓地

おとぎの価格でお求めいただけます。おかげさまで大好評受付中

年間管理料（別途）が **98万円**（税込）
 安心価格の2,100円

（財）神奈川県教育会館指定 （財）神奈川県厚生福利振興会指定 神奈川県市町村職員共済組合指定 （財）神奈川県教育福祉振興会指定
 許可年月日/平成12年3月21日 神奈川県指令衛生第526号 〒243-0308 神奈川県愛甲郡愛川町三増字川久保109-2 石材センター営業時間 9:00～17:00（年中無休）

相模メモリアルパーク ☎0120-000-375 <http://www.smp.or.jp>



みんなの健康



担当 保健医療課 国保係 ☎046(252)7225 予防医療係 ☎046(252)7213 ☎046(252)7043

乳がん・子宮がん集団検診 平成23年1月4日～17日に申し込みを！

第3期の乳がん・子宮がん集団検診の申し込みを平成23年1月4日(火)から受け付けます。対象者や受診料、当日の受付時間など詳しくは、担当にお問い合わせください。

乳がん・子宮がん第2期日程表

検診場所	検診年月日
市民健康センター	平成23年2月5日(土)、18日(金)、24日(木)
東地区文化センター	2月15日(火)

○申込方法 平成23年1月4日(火)～17日(月)に電話で担当へ(定員になり次第締め切り)

担当 保健医療課 ☎046(252)7225 ☎046(252)7043

BCG接種 予

▽とき=12月20日(月)午後1時15分～2時15分受け付け(時間厳守)▽ところ=市民健康センター▽対象=平成22年9月生まれ(対象者には個人通知します)と対象月に受けられなかった6カ月未満児

成人歯科健康診査 保

▽実施期間=12月28日(火)まで▽対象=平成22年4月1日現在、40歳～70歳の方(歯科治療中の方は除く)▽内容=歯の状況、歯周病、歯列、あご関節などの健康診査▽受診料=500円▽受診方法=協力医療機関へ電話で受診日時を予約後、受診券(対象者へ5月上旬に送付)を持参して受診

※受診は一人、年1回までです。
※市民税非課税世帯員の方は受診料が無料になりますので予約後、担当へ連絡をしてください。また



後期高齢者医療制度(長寿医療制度)加入者のうち、65歳から70歳までの方(一定の障害のある加入者)も受診料が無料になりますので、受診時に保険証を持参してください。

発達相談 保

▽とき=12月17日(金)午前9時～正午▽ところ=市民健康センター▽内容=乳幼児期の運動発達面での心配についての理学療法士による相談▽申込方法=電話予約



健康相談 保

▽とき=12月22日(水)午前9時30分～10時30分受け付け▽ところ=市民健康センター▽内容=身体測定、尿検査、血圧測定、体脂肪測定と相談、禁煙相談(対象は1カ月以内に禁煙を始めたい方。要予約)▽持ち物=健康手帳▽申込方法=直接会場へ

特定健康診査・ 特定保健指導を実施中！

【特定健康診査】

現在行われている市の特定健康診査は、平成23年3月31日まで実施します。対象者には6月下旬に受診券と健診票を送付しています。

○対象 平成22年4月1日から引き続き現在まで国民健康保険に加入している40歳～74歳の方

○受診方法 受診券・健診票と保険証を指定医療機関に提出(市への申し込みは不要)

※受診券を紛失した方は、再発行しますので担当にご連絡ください。

※指定医療機関は、同封のパフレットをご覧ください。医療機関によっては、希望日に受診できない場合がありますので、事前に確認してください。

【特定保健指導】

健診の結果、メタボリックシンドロームなどによる生活習慣病のおそれがある方には、約3カ月後に市から送付する特定健康診査の結果通知表と共に、特定保健指導の案内をお届けしています。特定保健指導では、生活習慣病の予防や改善について保健師などの支援が受けられます。希望者は、同案内をご覧ください。

担当 国保年金課 ☎046(252)7672 ☎046(252)7043

救急診療 予

※電話をかける場合は電話番号をお確かめの上、お間違えないように！

◆休日(日曜日・祝日)昼間

診療科目	電話番号	診療場所	受付時間
内科	☎046(252)9090	休日急患センター(市民健康センター1階)	午前9時～11時45分、午後2時～4時45分
歯科	☎046(252)8217	相模原南メディカルセンター(相模原市相模大野)	午前9時～11時45分、午後2時～4時30分
耳鼻咽喉科	☎042(756)9000	消防テレホンサービス☎046(251)0119でご確認ください。	午前9時～11時30分、午後1時30分～4時30分
外科・婦人科・眼科	☎046(251)0119	消防テレホンサービス☎046(251)0119でご確認ください。	午前9時～正午、午後2時～5時(診療時間)
小児科(外科系を除く)	☎046(255)9933	休日急患センター(市民健康センター1階)	午前9時～11時45分、午後2時～4時45分

◆夜間

診療科目	電話番号	診療場所	受付時間
内科	☎046(252)9090	休日急患センター(市民健康センター1階)	月曜～金曜日 : 午後7時～9時45分 土曜・日曜日、祝日 : 午後6時～9時45分
外科	☎046(251)0119	消防テレホンサービス☎046(251)0119でご確認ください。	午後6時～10時(診療時間)
小児科(外科系を除く)	☎046(255)9933	休日急患センター(市民健康センター1階)	月曜～金曜日 : 午後7時～9時45分 土曜・日曜日、祝日 : 午後6時～9時45分

◆深夜

診療科目	診療場所	診療時間
内科・外科	消防テレホンサービス☎046(251)0119でご確認ください。	午後10時～翌日午前8時
小児科(外科系を除く)	小児救急情報センター☎046(255)9933でご確認ください。	午後10時～翌日午前7時(重病の場合は午前8時)

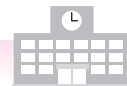
※聴覚障害者専用問い合わせ先 ☎046(251)5263

※救急診療は、急病で困ったときにご利用ください。

※基本的に救急診療は応急処置を行いますので、後日かかりつけの病院などで必ず診察を受けてください。



小・中学校の指定を変更するには 「指定校変更申立」を



市は、住民基本台帳などに登録されている住所に基づき、通学先の座間市立小・中学校を指定しています。児童・生徒に個々の事情があり、下表の各要件に該当する場合、指定された学校から他の学校への指定変更を希望する保護者は、「指定校変更申立」をすることができます。詳しくは担当にお問い合わせください。

学校教育課 ☎046(252)8739 ☎046(252)4311

要件	対象学年、変更期間	必要事項
1 いじめ被害への対応が必要な場合	小・中全学年、必要とする期間	
2 通学の利便性の地理的な事情や、通学の安全確保などの事情がある場合	小・中全学年、卒業まで	
3 指定された中学校に希望する部活動がないため、希望する部活動がある、児童・生徒の住所から最寄りの他の中学校に通学したい場合	中学1年生、必要とする期間	変更の理由と変更先学校長の同意
4 市内転居したが、引き続き従前の学校に通学する場合	小学6年生か中学3年生、卒業まで	従前学校長の同意
5 学期途中で市内転居したが、引き続き従前の学校に通学する場合	小学1～5年生か中学1～2年生、学年末まで	従前学校長の同意
6 新築や改築などで、一時的に学区外に引っ越し(仮住まいを含む)したが、従前の学校に通学する場合	小・中全学年、必要とする期間	売買契約書または賃貸契約書の写しの提出
7 学区外への引っ越しが確実で、転居先の学区の学校へ通学する場合	小・中全学年、必要とする期間	売買契約書または賃貸契約書の写しの提出
8 心身や通院などの事情で、通学の配慮を必要とする場合	小・中全学年、卒業まで	診断書の写しまたは関係者の願書(要資料添付)の提出
9 自宅に帰っても、児童を保護する者がいないときに、保護者の帰宅まで親戚などの家や勤務先・店舗などで児童を預かる場合	小学全学年、必要とする期間	預り先住所(所在地)、保護者の就労などが確認できる書面(要資料添付)の提出
10 指定校で希望する国際教室が開級されていないため、希望する国際教室を開級している、児童・生徒の住所から最寄りの他の小・中学校に通学したい場合	小・中全学年、必要とする期間	保護者の母語または日本語訳での書類記入
11 指定校変更許可区域に住んでいる場合	小・中全学年、卒業まで	
12 要件6～9で指定校を変更した児童・生徒の兄弟姉妹である場合	小・中全学年、卒業まで	

市の財政状況を報告します！

平成二十一年度決算の概要

このたび、市の平成二十一年度の決算が議会で認定されました。今回は市の財政がどのように運営され、どのような状況になっているのかを市民の皆さんに広くお知らせするため、決算の概要を公表します。

平成二十一年度決算

市の会計は、行政運営のための基本的な会計である「一般会計」のほか、各種

一般会計

一般会計の歳入総額は三百五十億四千九百五十一万円で、前年度に比べて三十

それぞれの会計の歳入と歳出は、表1のとおりです。水道事業会計の決算については、本紙十一月十五日号をご覧ください。

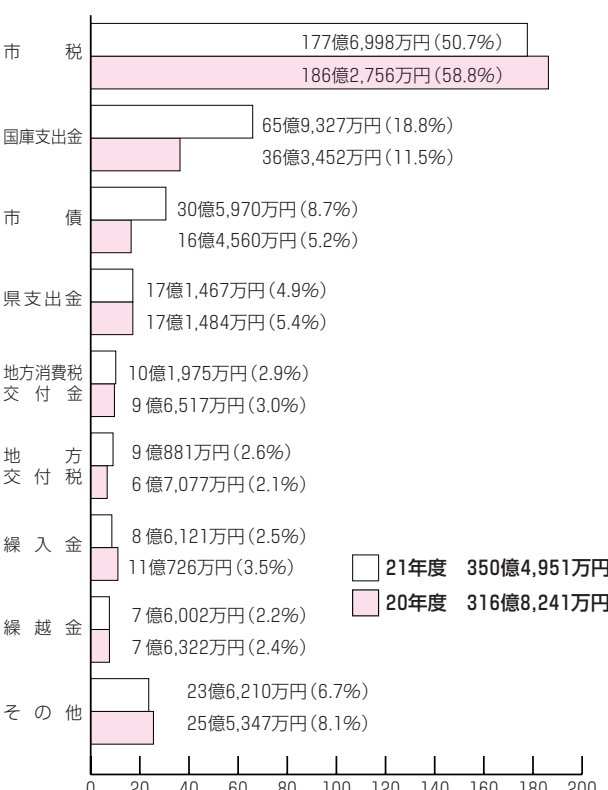
【表1】平成21年度歳入(収入)・歳出(支出)決算額

Table with 3 columns: Category, Income (歳入), and Expense (歳出). Total income is 350,491 million yen and total expense is 342,111 million yen.

※水道事業会計は、消費税および地方消費税を除いた額になっています。

一般会計の歳入を市民一人当たりで見ると 274,590円

【グラフ1】目的別歳入構成比



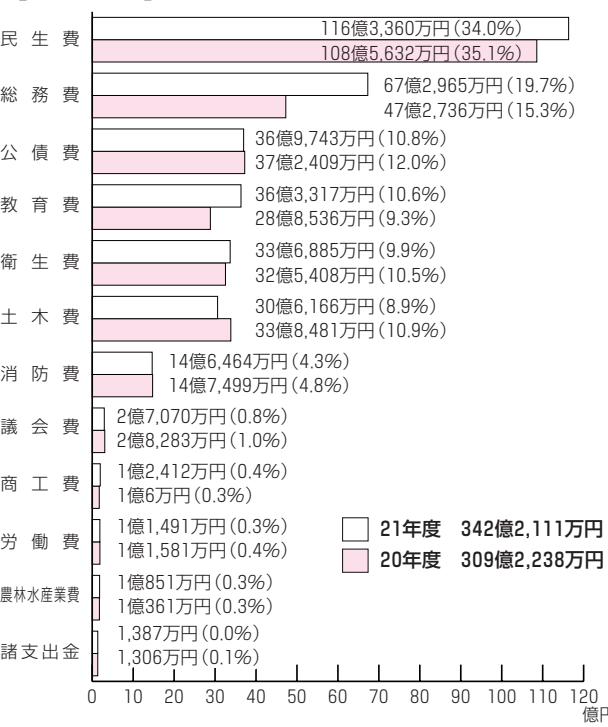
【表2】自主・依存財源別歳入内訳

Table showing the breakdown of income by autonomous and dependent financial resources. Major items include City Tax (50.7%), National Government Expenditure (18.8%), and Local Government Expenditure (8.7%).

【用語解説】(歳入関係)

Table explaining income-related terms: City Tax (includes municipal and fixed asset taxes), National Government Expenditure (includes subsidies and grants), Local Government Expenditure (includes subsidies and grants from prefecture), and Local Consumption Tax (includes prefectural and municipal taxes).

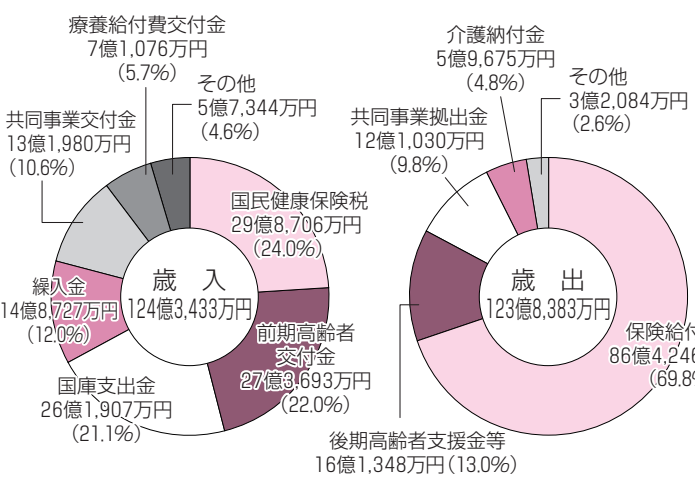
【グラフ2】目的別歳出構成比



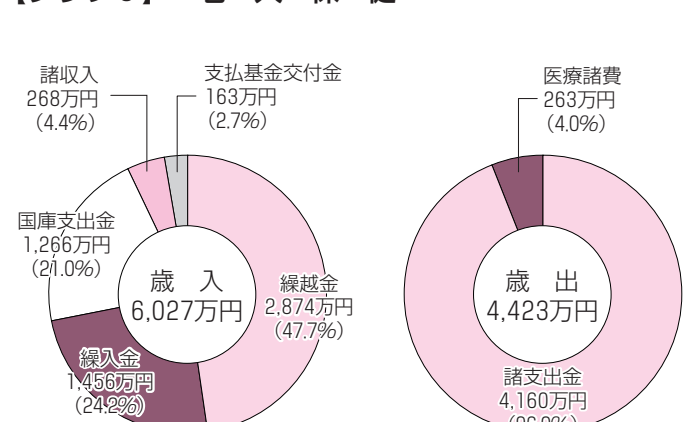
【用語解説】(歳出関係)

Table explaining expense-related terms: Social Welfare (includes support for elderly and disabled), General Administration (includes city council operations), Education (includes elementary and high school education), and Public Debt (includes interest on loans).

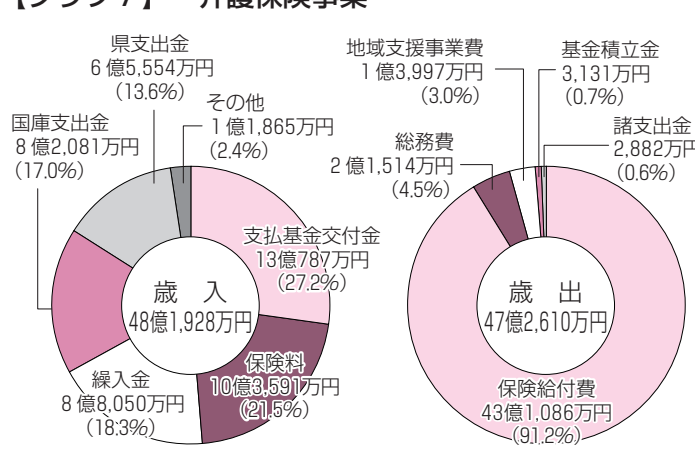
【グラフ4】国民健康保険事業



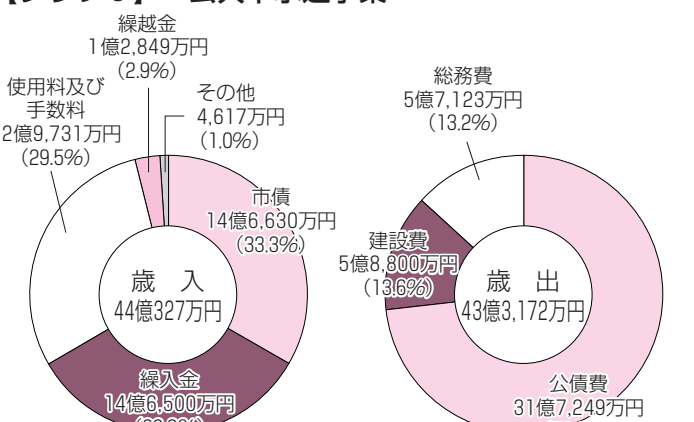
【グラフ5】老人保健



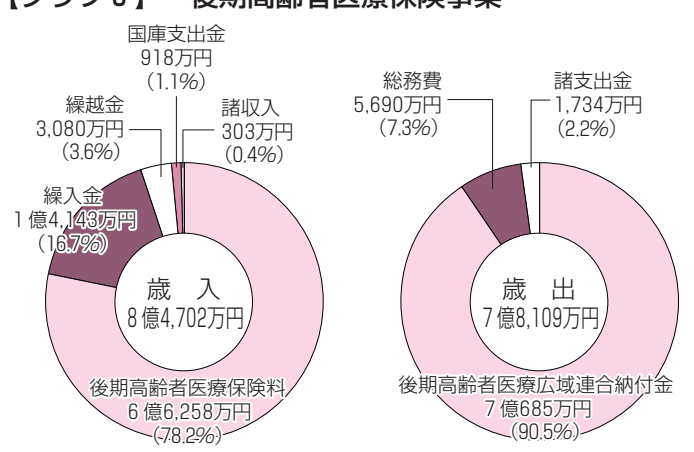
【グラフ7】介護保険事業



【グラフ6】公共下水道事業



【グラフ8】後期高齢者医療保険事業



国民健康保険事業特別会計

国民健康保険事業は、国民健康保険に加入する方に納めていただく保険料などから、医療費を支払う事業です。平成二十一年度の歳入と歳出はグラフ4のとおりです。

介護保険事業特別会計

介護保険事業は、介護保険に加入している方に納めていただく保険料などを使って、介護サービスを実施する事業です。

後期高齢者医療保険事業特別会計

後期高齢者医療保険事業は、原則七十五歳以上の方の医療に関する事業です。

健全化判断比率と資金不足比率

地方公共団体は、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律(以下、財政健全化法)」により、毎年度決算に基づき健全化判断比率(実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率および将来負担比率の4指標)と資金不足比率(表1参照)を算定し、公表することが義務付けられています。

表1 各比率の概要(本市の特別会計の設置状況等に即して、表記しています)

Table 1: Summary of various ratios. Real surplus ratio: 3.63% (no surplus). Connected real surplus ratio: 15.36% (no surplus). Real public debt ratio: 9.1%. Future burden ratio: 68.9%. Capital deficit ratio: 143.0% (capital deficit).

については「経営健全化計画」)や「財政再生計画」の策定・実施のほか、一定の国の関与や地方債の起債制限等の措置が講じられます。

本市においても平成21年度決算について財政健全化法に基づく算定を行った結果、いずれの比率も国が定めた早期健全化基準を大きく下回っていました。本市の財政の健全性は、財政健全化法上も問題ありません(表2、表3参照)。

表2 健全化判断比率の状況

Table 2: Status of soundness judgment ratios. Real surplus ratio: 12.37% (early soundness standard). Connected real surplus ratio: 17.37% (early soundness standard). Real public debt ratio: 25.0% (early soundness standard). Future burden ratio: 350.0% (early soundness standard).

表3 資金不足比率の状況

Table 3: Status of capital deficit ratios. Public enterprise accounting: 143.0% (capital deficit). Sewerage accounting: 20.0% (early soundness standard). Public sewerage accounting: 4.7% (capital deficit).

※健全化判断比率と資金不足比率について詳しくは、市ホームページをご覧ください。

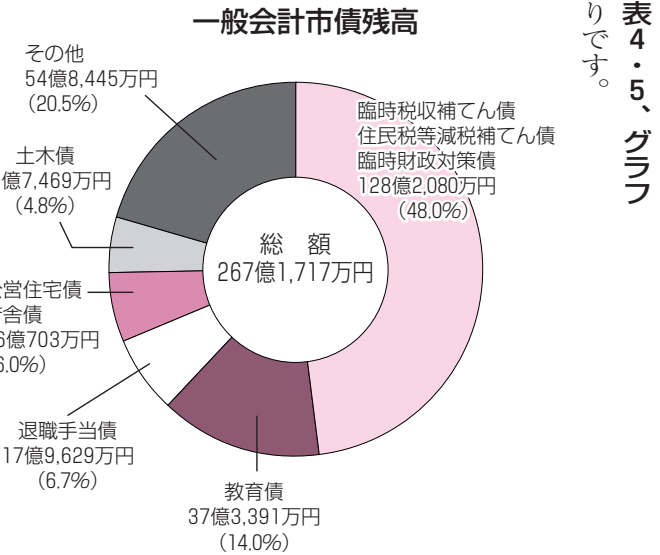
財産と負債

Table 4: City Assets. Land: 911,588 sqm (2020) vs 914,227 sqm (2021). Buildings: 250,517 sqm (2020) vs 253,135 sqm (2021). Funds: 15,998 million yen (2020) vs 10,961 million yen (2021).

【表5】市の負債

Table 5: City Liabilities. Debt (general accounting): 267,642 million yen (2020) vs 267,171 million yen (2021). Debt (public sewerage accounting): 251,328 million yen (2020) vs 242,140 million yen (2021). Land development corporation: 10,877 million yen (2020) vs 14,269 million yen (2021).

【グラフ3】平成21年度末一般会計市債残高





【座間市のお知らせ】No.871

平成22年 (2010年) 12.15

◆平成22年(2010年)12月15日発行
 ◆座間市秘書室情報推進課編集
 〒252-8566
 神奈川県座間市緑ヶ丘一丁目1番1号
 ☎046(255)1111(代) ☎046(255)3550
 URL: http://www.city.zama.kanagawa.jp/
 ☎ : http://www.city.zama.kanagawa.jp/m/

インフルエンザに注意しましょう

冬季のインフルエンザの流行する季節となりました。新型インフルエンザについては流行が沈静化していますが、今後の再流行の可能性や、通常のインフルエンザの流行に備え、必ずうがい・手洗いをし、マスクを着用するなどのせきエチケットを徹底するなど、引き続き感染予防や感染拡大防止に向けた対応をお願いします。

担当 保健医療課 ☎046(252)7213 ☎046(252)7043

ノロウイルスに注意しましょう

例年、11月ごろから増加し、12月ごろにピークとなる感染性胃腸炎の一つがノロウイルスによるもので、神奈川県では「ノロウイルス食中毒警戒情報」が発令されました。ウイルスの潜伏期間は1~2日で、主な症状は吐き気、嘔吐、下痢ですが、ほかに腹痛、頭痛、発熱、悪寒、筋肉痛、咽頭痛などを伴うこともあります。

予防としては、ウイルスが付いた手や食べ物により感染しますので、予防するために外出やトイレの後、食事前などに、ていねいに手を洗いましょう。また食材は十分に加熱調理をし、調理器具などは洗浄、消毒を行いましょう。

担当 保健医療課 ☎046(252)7213 ☎046(252)7043

青少年芸術祭

市青少年芸術祭実行委員会では、「青少年の手で郷土に新しい芸術文化の波を」をテーマに、次のとおり、さまざまな部門で公演・作品展示を開催します。皆さんのご来場をお待ちしています。

各部門	とき	ところ	内容
【人形劇部門】 ゆかいな人形のフェスティバル	12月26日(日) 午後1時~	ハーモニーホール座間(市民文化会館)小ホール	市内で活動しているアマチュア劇団による人形劇公演
【音楽部門】 第9回座間市の吹奏楽ジョイントコンサート~広げよう音楽の輪~	平成23年 2月5日(土) 午後0時20分~	ハーモニーホール座間大ホール	市内中学校・高校の吹奏楽部と一般団体による吹奏楽ジョイント公演
【展示部門】 青少年美術展	平成23年 2月26日(土) 午前9時15分~午後5時、27日(日)午前9時15分~午後4時	ハーモニーホール座間小ホール	小学生~30歳の青少年による絵画・彫塑写真・デザイン・イラスト・アニメ・工芸作品の展示
【舞踊部門】 ダンシング イン ZAMA2011	平成23年 3月13日(日) 午後1時	ハーモニーホール座間大ホール	市内で活動している各団体による、児童バレエ・創作舞踊・ヒップホップ・ジャズなどさまざまなジャンルのダンス公演

※入場はすべて無料です。
 ※満席の場合、入場の制限をすることがあります。
 ※大ホールで行われる舞踊部門・音楽部門は、来場者の写真撮影を禁止します。また、座席に荷物などを置いての席取りはご遠慮ください。

担当 青少年課 ☎046(253)8415 ☎046(259)2163

年末年始の住民票・印鑑証明書の自動交付機の利用停止期間

市役所1階正面入口アトリウムと小田急相模原駅前「ラカール・オダサガ」2階八千代銀行相模台支店ATMコーナーに設置されている自動交付機は、12月31日(金)から平成23年1月3日(月)まで休止期間のため利用できません。ご迷惑をお掛けしますが、ご理解をお願いします。

担当 戸籍住民課 ☎046(252)8083 ☎046(255)3550

コミュニティバスの運休日程

ザマフレンド号は12月29日(水)から平成23年1月3日(月)までの6日間、運休します。

年末運行は12月28日(火)まで、年始は平成23年1月4日(火)から通常運行します。ご不便をお掛けしますが、ご理解をお願いします。

担当 政策課 ☎046(252)8289 ☎046(252)0220



市交通安全推進大会

去る11月27日に、市交通安全対策協議会主催による「座間市交通安全推進大会」が、ハーモニーホール座間(市民文化会館)で開催されました。

会場には、交通安全の関係団体など約300人が集まり、交通事故の犠牲者に対する黙禱や交通安全劇、鈴鹿幼稚園園児による合唱を行ないました。また、当日会場では、交通安全功労者表彰、交通安全ポスターコンクール、交通安全標語の入賞者の表彰式が行われました。

表彰を受けたのは次の皆さんです(敬称略)。

【交通安全功労者表彰】

田中源治(緑ヶ丘2丁目)
 座間市交通安全協会 入谷支部(入谷3丁目)
 東芝機械株式会社 相模工場(ひばりが丘4丁目)

【感謝状贈呈】

海老名ドライバースクール(海老名市大谷南1丁目)

【交通安全ポスターコンクール】

最優秀賞 伊藤紅音(立野台小3年)
 優秀賞 杉山夢佳(立野台小1年)、磯部ひかり(旭小4年)、加藤珠季(栗原小6年)、神谷海南江(東中2年)

【交通安全標語】

最優秀賞 武内大和(中原小6年)
 優秀賞 中西佑太(座間小2年)、加藤拓海(ひばりが丘小4年) 田畑真一(一般)
 佳作 落合真帆(ひばりが丘小1年)、吉岡泰佑(相武台東小2年)、本多由茉(栗原小3年)、嘉山龍旭(座間小4年)、白澤慶悟(相模が丘小5年)、小出真文(座間小5年)、金谷潤(栗原小6年)、布施勇氣(一般)、佐藤芳(一般)、山田昇(一般)

担当 安全対策課 ☎046(252)8158 ☎046(252)7773



キャンプ座間返還跡地利用計画 一市基地返還促進委員会が答申

去る11月9日にキャンプ座間チャペル・ヒル住宅地区の返還跡地利用計画について、市基地返還促進委員会から答申がされました。

これは、昨年10月に開催された国と市との協議機関である「キャンプ座間に関する協議会」第4回幹事会において、平成18年5月に日米合意で返還されることになっていたキャンプ座間チャペル・ヒル住宅地区の一部1.1ヘクタールに加え、新たに追加的返還候補地として陸上自衛隊家族宿舎の敷地約2.3ヘクタールを含む約4.3ヘクタールが提示されたことを受け、本年3月に市の附属機関の座間市基地返還促進委員会(公募の市民2名を含む委員15名)に諮問をしていたものです。

委員会では、「キャンプ座間に関する協議会」や「市基地返還促進等市民連絡協議会」の協議内容を踏まえながら、5回に及ぶ審議を重ねていただき、市の財政負担を極力抑制するため、国有財産の処分に係る優遇措置なども考慮した中で、病院誘致ゾーン、公園ゾーン、陸上自衛隊家族宿舎建設ゾーンの大きく三つのゾーンに分けた返還跡地利用計画図(下図参照)をまとめたいただきました。

この答申を受けた市長は、跡地利用に当たっては「さまざまな課題解決など高いハードルを越えなければならないが、しっかりと答申を尊重し、その実現に向けて努力していく。答申を具現化する市としての利用構想を早急に策定し、国との協議を加速させたい」とコメントしています。



市に答申された計画図

担当 渉外課 ☎046(252)8307 ☎046(252)0220